

いじめ事案（重大事案発生時）の対応 概要フロー図

いじめ防止対策推進法 平成25年9月28日施行
吉野川市いじめ防止基本方針 平成30年2月改定

いじめの防止・いじめの早期発見の取組
(法第15条・第16条)

- ・ 道徳教育及び体験活動等の充実
- ・ 啓発
- ・ 定期的な調査
- ・ 通報及び相談を受け付けるための体制整備

いじめの重大事案発生

- ・ いじめにより生命、又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
(不登校の定義 年間30日を目安)

